

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2006-522048(P2006-522048A)

【公表日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2006-504916(P2006-504916)

【国際特許分類】

C 07 F 9/53 (2006.01)

【F I】

C 07 F 9/53

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年3月19日(2013.3.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2, 4, 6 - トリメチルベンゾイル - ジフェニル - ホスフィンオキシド、ビス(2, 4, 6 - トリメチルベンゾイル) - フェニルホスフィンオキシドおよびビス(2, 6 - ジメトキシベンゾイル) - 2, 4, 4 - トリメチルベンチルホスフィンオキシドの群から選択される、室温を上廻る融点を有する固体のアシリルホスフィンオキシドの製造法において、反応後または後処理後に連続的な溶融相として存在するアシリルホスフィンオキシドを、溶融液の外側から作用される機械的応力、剪断および/または内部攪拌下に固体の凝集体に変えることを特徴とする、上記の固体のアシリルホスフィンオキシドの製造法。

【請求項2】

溶融液の機械的応力が攪拌、ポンプ輸送、ナイフ塗布、引掻き、超音波での処理または溶融液に導通されるかまたは溶融液表面上に向けられているガス噴射によって惹起される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

溶融液を固体と混合する、請求項1または2に記載の方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

溶液からの結晶化の欠点は、次の通りである：

結晶化後に廃棄されなければならないかまたは再使用前に後処理されなければならない溶剤を必要とすること(溶剤の費用)。

結晶化後に残留溶液からの結晶物を分離するための費用(例えば、フィルターまたは遠心分離器を用いる)。

分離後に残留溶液の一部分が残留湿分として付着したままであるような結晶物の費用のかかる乾燥。

結晶化後に残存する残留溶液中にアシリルホスフィンオキシドの一部分が溶解したままであるので、アシリルホスフィンオキシドの減少した収量。このアシリルホスフィンオキシドの一

部分の回収は、多くの場合に困難であり、費用がかかり、一般に損失なしには実施不可能であること。

有機溶剤を使用する場合に、一般に可燃性の溶剤の確実な取り扱いおよび放出の回避のための処理技術的に高価な費用。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

一般に、エネルギーのインプットがよりいっそう長く、強力であるかまたはよりいっそう強い前分布で行なわれる場合には、よりいっそう小さな粒径を得ることができ、最初の固体の装入量を使用しない場合には、幅広の粒径分布を得ることができる。